



三重県公報

令和6年2月26日 (月)

第 492 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
99	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	2
100	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
101	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
102	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
103	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	3
104	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
105	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
106	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
107	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
108	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	4
109	同件	(同)	5
110	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	6
111	同件	(同)	7
112	同件	(同)	8
113	同件	(同)	10
114	同件	(同)	11
115	同件	(同)	12
116	同件	(同)	14
117	同件	(同)	15
118	同件	(同)	16
119	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	17
120	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	18
121	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(同)	18
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税込確保課)	19
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	19
	同件	(同)	19
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	19
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	19
	同件	(同)	20
	宅地開発事業に関する工事の完了	(建築開発課)	20

告 示

三重県告示第 99 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	さんあい薬局株式会社 中央町店	桑名市中央町 1 丁目 51-4	令和 6 年 2 月 1 日
薬局	かめこの薬局	亀山市川合町 1155-10	令和 6 年 2 月 1 日
薬局	健やか薬局 小俣店	伊勢市小俣町本町 3532 番	令和 6 年 2 月 1 日

三重県告示第 100 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
新山耳鼻咽喉科	桑名市益生町 12 番地	令和 6 年 1 月 1 日
せんが内科・循環器クリニック	桑名市中央町 1 丁目 32 番地 2	令和 6 年 2 月 1 日
サンクリニック太陽の街	鈴鹿市中瀬古町 203-7	令和 6 年 1 月 1 日
すずか泌尿器科・腎クリニック	鈴鹿市柳町字森 1665-2	令和 6 年 1 月 1 日
みずほ台クリニック	亀山市川合町 1155-9	令和 6 年 2 月 1 日
市川歯科	四日市市山城町 1149-1	令和 6 年 1 月 1 日
美濃歯科医院	津市大門 4-3 岡半ビル 2F	令和 6 年 1 月 1 日
なかい歯科クリニック	北牟婁郡紀北町東長島 321-1	令和 6 年 1 月 1 日
さんあい薬局株式会社 中央町店	桑名市中央町 1 丁目 51-4	令和 6 年 2 月 1 日
こうなん薬局 久居野村店	津市久居野村町 514-3	令和 6 年 1 月 1 日
健やか薬局小俣店	伊勢市小俣町本町 3532	令和 6 年 2 月 1 日
伊賀上野はっとり歯科医院	伊賀市小田町 219 番	令和 5 年 10 月 1 日
な一なる訪問看護ステーション	伊賀市上阿波 2953	令和 6 年 1 月 1 日

三重県告示第 101 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人北勢会北勢病院	いなべ市北勢町麻生田 1525 番地	名称：北勢病院	令和 6 年 1 月 1 日

三重県告示第 102 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
-----------	-----	-------

新山耳鼻咽喉科	桑名市益生町 12	令和 5 年 12 月 31 日
サンクリニック太陽の街	鈴鹿市中瀬古町 203-7	令和 5 年 12 月 31 日
まつだクリニック	鈴鹿市大池一丁目 2-6	令和 5 年 12 月 31 日
すずか泌尿器科・腎クリニック	鈴鹿市柳町字森 1665-2	令和 5 年 12 月 31 日
西田整形外科医院	伊賀市三田 911-3	令和 5 年 12 月 31 日
市川歯科	四日市市山城町 1149-1	令和 5 年 12 月 31 日
磯田歯科医院	津市修成町 8-4	令和 5 年 12 月 29 日
美濃歯科医院	津市大門 4 の 3 岡半ビル 2F	令和 5 年 12 月 31 日
武藤歯科医院	津市河芸町千里ヶ丘 40 番 18	令和 5 年 12 月 31 日
みどり歯科医院	尾鷲市南陽町 10-6	令和 5 年 12 月 27 日
なかい歯科クリニック	北牟婁郡紀北町東長島 321-1	令和 5 年 12 月 31 日
前次歯科クリニック	名張市希央台 5-40	令和 5 年 11 月 30 日
久居野村調剤薬局	津市久居野村町 514-3	令和 5 年 12 月 31 日

三重県告示第 103 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
ひろせ胃腸科外科	鈴鹿市飯野寺家町 235 番地 4	令和 5 年 12 月 30 日
訪問看護ステーションオランジュ T S U	津市青葉台 2 丁目 11-2	令和 5 年 12 月 31 日

三重県告示第 104 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
新山耳鼻咽喉科	桑名市益生町 12 番地	令和 6 年 1 月 1 日
せんが内科・循環器クリニック	桑名市中央町 1 丁目 32 番地 2	令和 6 年 2 月 1 日
サンクリニック太陽の街	鈴鹿市中瀬古町 203-7	令和 6 年 1 月 1 日
すずか泌尿器科・腎クリニック	鈴鹿市柳町字森 1665-2	令和 6 年 1 月 1 日
みずほ台クリニック	亀山市市川合町 1155-9	令和 6 年 2 月 1 日
市川歯科	四日市市山城町 1149-1	令和 6 年 1 月 1 日
美濃歯科医院	津市大門 4-3 岡半ビル 2F	令和 6 年 1 月 1 日
なかい歯科クリニック	北牟婁郡紀北町東長島 321-1	令和 6 年 1 月 1 日
さんあい薬局株式会社 中央町店	桑名市中央町 1 丁目 51-4	令和 6 年 2 月 1 日
こうなん薬局 久居野村店	津市久居野村町 514-3	令和 6 年 1 月 1 日
健やか薬局小俣店	伊勢市小俣町本町 3532	令和 6 年 2 月 1 日
伊賀上野はっとり歯科医院	伊賀市小田町 219 番	令和 5 年 10 月 1 日
な一なる訪問看護ステーション	伊賀市上阿波 2953	令和 6 年 1 月 1 日

三重県告示第 105 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の

2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和6年2月26日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人北勢会北勢病院	いなべ市北勢町麻生田 1525 番地	名称：北勢病院	令和6年1月1日

三重県告示第 106 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和6年2月26日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
新山耳鼻咽喉科	桑名市益生町 12	令和5年12月31日
サンクリニック太陽の街	鈴鹿市中瀬古町 203-7	令和5年12月31日
まつだクリニック	鈴鹿市大池一丁目 2-6	令和5年12月31日
すずか泌尿器科・腎クリニック	鈴鹿市柳町字森 1665-2	令和5年12月31日
西田整形外科医院	伊賀市三田 911-3	令和5年12月31日
市川歯科	四日市市山城町 1149-1	令和5年12月31日
磯田歯科医院	津市修成町 8-4	令和5年12月29日
美濃歯科医院	津市大門 4 の 3 岡半ビル 2F	令和5年12月31日
武藤歯科医院	津市河芸町千里ヶ丘 40 番 18	令和5年12月31日
みどり歯科医院	尾鷲市南陽町 10-6	令和5年12月27日
なかい歯科クリニック	北牟婁郡紀北町東長島 321-1	令和5年12月31日
前沢歯科クリニック	名張市希央台 5-40	令和5年11月30日
久居野村調剤薬局	津市久居野村町 514-3	令和5年12月31日

三重県告示第 107 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和6年2月26日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
ひろせ胃腸科外科	鈴鹿市飯野寺家町 235 番地 4	令和5年12月30日
訪問看護ステーションオランジュ T S U	津市青葉台 2 丁目 11-2	令和5年12月31日

三重県告示第 108 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年2月26日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス新正店
四日市市新正一丁目 2462-1
- 2 四日市市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ア 自動二輪車用の駐車場確保に努めること。

- イ 店舗近隣は、港中学校区及び浜田小学校区となっている。ついては、児童生徒の通学路や行動範囲が来客及び業者車両経路等と重複するため、車両にて走行する際には児童生徒の安全確保を十分に行うこと。
- (2) 騒音の発生に係る事項
- ア 来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排ガスや騒音の軽減に努めること。
- イ 搬入車両の入庫作業と荷さばきは、苦情が発生しないように配慮して行うこと。
- ウ 実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。
- エ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）の騒音及び振動関係の届出が必要な場合、四日市市環境政策課に提出するとともに、当該敷地境界で規制基準を遵守すること。
- (3) 廃棄物に係る事項
- 事業活動によって生じた廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理すること。なお、四日市市クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は、一般廃棄物のみであり、搬入する場合は、廃棄物搬入許可の必要の有無について、予め四日市市生活環境課廃棄物対策室に確認すること。
- (4) その他の事項
- ア 当該店舗出店計画については、周辺の地元自治会をはじめ、地域住民に広く周知すること。
- イ この計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題等については、早急に対応策を地元と協議しその解決を図ること。
- ウ 環境関連法令等に該当する施設を設置する場合には事前に届出が必要となるため、予め四日市市環境政策課と協議すること。
- エ 青少年の健全育成のため、青少年のみまもり活動等に協力すること。
- オ 四日市市子ども未来課青少年育成室の補導員等による街頭パトロール巡回の際は、当該活動の趣旨を理解し、協力を行うこと。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 2 月 26 日から同年 3 月 26 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 109 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プロサイト鈴鹿磯山店
鈴鹿市磯山 3-2-1
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
- ア 併設施設をドライブスルーで利用しようとする来客を含む車列が、国道 23 号まで延びた場合の対策について、報告すること。
- イ 鈴鹿市内の他店舗では車列が公道まで延びて、公道が待機場所となり渋滞発生の原因となっていることから、交通事故防止のためにも公道での待機車両が発生しないような配慮や対策を行い、報告すること。
- ウ 公道への出口付近において、路面表示（停止線、止まれ）や注意喚起看板等の設置について、検討すること。
- (2) 騒音の発生に係る事項
- ア 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）又は三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年条例第 7 号。以下「条例」という。）に係る特定施設又は指定施設を設置する場合、事業場から発生する全ての騒音に対し、敷地境界における規制基準を遵守するよう対策を講ずること。
- イ 荷さばき作業は、条例第 53 条に基づく荷役作業に該当するため、三重県生活環境の保全に関する条例施

行規則（平成 13 年規則第 39 号。以下「規則」という。）第 59 条に基づき、敷地境界における規制基準を遵守すること。

ウ 施設管理者が屋外において又は屋内から屋外に向けて、商業宣伝を目的として拡声器を使用する場合、条例第 54 条第 3 項に基づく拡声器の使用に該当するため、規則第 62 条に定める事項を遵守すること。

エ 近隣より、事業場から発生する騒音に対して苦情が発生した時には、誠意を持って対応すること。

(3) 廃棄物に係る事項

ごみの減量化や資源化の取組を積極的に推進し、事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物など）に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。

(4) その他の事項

条例第 15 条に基づき、駐車場利用者に対して、駐車時には原動機を停止すべきことを看板、放送、書面等により周知すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 2 月 26 日から同年 3 月 26 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 110 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ阿倉川店

四日市市阿倉川町 1431-1

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	榊原 健

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司
株式会社穂波	愛知県名古屋市長区瑞穂区河岸一丁目 9 番 7 号	林 隆子

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	榊原 健

株式会社穂波	愛知県名古屋瑞穂区河岸一丁目9番7号	林 隆子
--------	--------------------	------

- 3 変更年月日
令和5年10月31日
- 4 変更理由
設置者及び小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出の日
令和6年1月29日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年2月26日から同年6月26日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第111号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年2月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアゴ久保田店
四日市市久保田1丁目3番25号 ほか22筆
- 2 変更事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	榊原 健

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司
株式会社花仁	四日市市山崎町1128番地32	谷崎 恵美子

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	榊原 健
株式会社三光食品	愛知県岡崎市大和町字塗御堂22番1	犬塚 光知
株式会社ベルパーク	東京都千代田区平河町1丁目4番12号	西川 猛

- 3 変更年月日
令和5年10月31日

- 4 変更理由
 - 2(1) 設置者の代表者の変更のため
 - 2(2) 小売業者の代表者の変更及び入退店のため
- 5 届出の日
 - 令和6年1月29日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 - 令和6年2月26日から同年6月26日まで
 - 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 112 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - アピタ松阪三雲店
 - 松阪市市場庄町 1266 番の 1

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	榊原 健

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町 1 番 11 号	熊沢 宏
株式会社ZENホールディングス	津市中河原 2057	中嶋 健
株式会社ホットランド	東京都中央区新富 1-9-6 ザ・パークレックス新富町 4F	佐瀬 守男
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	服部 剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市中千種区今池三丁目 4 番 10 号	木下 尚久
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 5-27-13 名駅錦橋ビル 6 階	福井 正弘
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市中区城西 1-3-1	山田 太郎
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座 1-19-7 JRE銀座一丁目イース	丸山 雅史

	トビル6階	
株式会社さが美	神奈川県横浜市戸塚区川上町87-4 NアンドFビル1-4階	形部 幸裕
カンダキラット株式会社	岡山県津山市川崎 1902 番地の3	菅田 拓平
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の1	江尻 英介
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	内山 誠一
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	水野 泰三
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似島 昭雄
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士
オキツモ流通株式会社	名張市箕曲中村 18 番地の2	山中 重治
株式会社ティーリング	滋賀県大津市別保三丁目11番32号	磯田 清一郎
g f . S株式会社	岐阜県岐阜市金町6丁目21番地	内野 伸彦
株式会社マスダ	松阪市湊町 117-1	世古 俊子
株式会社A. C. T. S	奈良県天理市川原城町 690 番地	竹村 浩次
株式会社むらさきや	松阪市日野町 772	佐藤 功一
株式会社キング	大阪府吹田市豊津町1番7号	長島 希吉

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	榊原 健
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊沢 宏
株式会社ZENホールディングス	津市中河原 2057	中嶋 健
株式会社ホットランド	東京都中央区新富 1-9-6 ザ・パークレックス新富町4F	佐瀬 守男
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	服部 剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市中区今池三丁目4番10号	木下 尚久
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 5-27-13 名駅錦橋ビル6階	福井 正弘
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市中区城西 1-3-1	山田 太郎
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座 1-19-7 JRE銀座一丁目イーストビル6階	丸山 雅史
株式会社さが美	神奈川県横浜市戸塚区川上町87-4 NアンドFビル1-4階	形部 幸裕
カンダキラット株式会社	岡山県津山市川崎 1902 番地の3	菅田 拓平
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の1	江尻 英介
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	阪本 敏之
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	水野 泰三
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似島 昭雄
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士
オキツモ流通株式会社	名張市箕曲中村 18 番地の2	山中 重治
株式会社ティーリング	滋賀県大津市別保三丁目11番32号	磯田 清一郎
g f . S株式会社	岐阜県岐阜市金町6丁目21番地	内野 伸彦
株式会社マスダ	松阪市湊町 117-1	世古 俊子
株式会社A. C. T. S	奈良県天理市川原城町 690 番地	竹村 浩次
株式会社むらさきや	松阪市日野町 772	佐藤 功一

株式会社キング	京都府京都市下京区東塩小路高倉町 2 番 1 号	長島 希吉
株式会社タカヨシ	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 3 番地 幕張テクノガーデンB棟 14 階	黒田 智也

- 3 変更年月日
 - 2(1) 令和 5 年 10 月 31 日
 - 2(2) 令和 5 年 12 月 8 日
- 4 変更理由
 - 2(1) 設置者の代表者の変更のため
 - 2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更並びに入店のため
- 5 届出の日
 - 令和 6 年 1 月 29 日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 - 令和 6 年 2 月 26 日から同年 6 月 26 日まで
 - 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 113 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - MEGA ドン・キホーテ UNY 嬉野店
 - 松阪市嬉野中川新町 4 丁目 205 番地

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
 - (変更前) (仮称) MEGA ドン・キホーテ UNY 嬉野店
 - (変更後) MEGA ドン・キホーテ UNY 嬉野店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	榊原 健

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目 18 番地	片桐 三希成
株式会社スイートガーデン	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 400 番地 三善ビル 3 階	小池 和則

株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内 11 丁目 94	鬼頭 明彦
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑二丁目 38 番地	河合 宏光
株式会社ペグ	愛知県名古屋市中村区井深町 10 番 28 号	常川 健志
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 宏一
MXモバイリング株式会社	東京都江東区豊洲三丁目 2 番 24 号	小林 圭史

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番地 10 号	鈴木 康介
株式会社不二家神戸	兵庫県神戸市西区高塚台 5 丁目 4 番地 1	八木 隆之
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内 11 丁目 94	伊藤 伸哉
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社ペグ	愛知県名古屋市中区錦二丁目 11 番 5 号	松田 敏彦
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 克典
MXモバイリング株式会社	東京都江東区豊洲三丁目 2 番 24 号	小林 圭史

3 変更年月日

2(1) 令和 5 年 6 月 27 日

2(2) 令和 5 年 10 月 31 日

2(3) 令和 5 年 9 月 28 日

4 変更理由

2(1) 正式名称が決定したため

2(2) 設置者の代表者の変更のため

2(3) 小売業者の名称、代表者及び住所の変更のため

5 届出の日

令和 6 年 1 月 29 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 2 月 26 日から同年 6 月 26 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 114 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ UNY 鈴鹿店
鈴鹿市南玉垣町 3628 ほか 12 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	榊原 健

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番地 10 号	片桐 三希成
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	服部 剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 1-7-7	坂下 和志
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号	ジョン・キム
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝己
株式会社クレイン	東京都港区南青山 5-6-26 青山 246 ビル 5F	新垣 純
株式会社Y・space	愛知県名古屋市北区城見通三丁目 5 番 日本出版販売(株)名古屋支店内	渡辺 肇
株式会社イトバンク	滋賀県大津市一里山五丁目 35-9	武田 浩成

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番地 10 号	鈴木 康介
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	服部 剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 1-7-7	舟橋 浩司
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号	ジョン・キム
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝己
株式会社クレイン	東京都港区南青山 5-6-26 青山 246 ビル 5F	新垣 純
NICリテールズ株式会社	東京都千代田区神田駿河台四丁目 3 番地	近藤 純哉
株式会社イトバンク	滋賀県大津市一里山五丁目 35-9	武田 浩成

3 変更年月日

2(1) 令和 5 年 10 月 31 日

2(2) 令和 5 年 10 月 1 日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表者の変更のため

2(2) 小売業者の合併及び代表者の変更のため

5 届出の日

令和 6 年 1 月 29 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 2 月 26 日から同年 6 月 26 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 115 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に

より次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ UNY 名張店
名張市下比奈知字黒田 3002 番地 ほか 20 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	榊原 健

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番地 10 号	片桐 三希成
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	服部 剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座 1-19-7 JRE 銀座一丁目イーストビル 6 階	丸山 雅史
株式会社御菓子司 さわ田	名張市箕曲中村 81 番地	澤田 浩幸
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町 1-32-13	指田 努
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 英介
g f . s 株式会社	岐阜県岐阜市金町六丁目 21 番地 岐阜ステーションビル 6F	内野 伸彦
オキツモ流通株式会社	名張市箕曲中村 18 番地の 2	山中 重治
株式会社田村	名張市東町 1743 番地	田村 禎規

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番地 10 号	鈴木 康介
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	服部 剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座 1-19-7 JRE 銀座一丁目イーストビル 6 階	丸山 雅史
株式会社御菓子司 さわ田	名張市箕曲中村 81 番地	澤田 浩幸
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町 1-32-13	指田 努
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 英介
g f . s 株式会社	岐阜県岐阜市金町六丁目 21 番地 岐阜ステーションビル 6F	内野 伸彦
オキツモ流通株式会社	名張市箕曲中村 18 番地の 2	山中 重治

株式会社田村	名張市東町 1743 番地	田村 禎規
株式会社ウィックス	大阪府大阪市都島区都島北通 1 丁目 9 番 23 号	上堀 高弘

- 3 変更年月日
 - 2(1) 令和 5 年 10 月 31 日
 - 2(2) 令和 5 年 9 月 27 日
- 4 変更理由
 - 2(1) 設置者の代表者の変更のため
 - 2(2) 小売業者の代表者の変更及び入店のため
- 5 届出の日
 - 令和 6 年 1 月 29 日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 - 令和 6 年 2 月 26 日から同年 6 月 26 日まで
 - 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 116 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - アピタ伊賀上野西店
 - 伊賀市服部町尾崎 1818 番地 1 ほか 14 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	佐古 則男

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	榊原 健

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 博丈
株式会社東海セイムス	松阪市久保町 1456 番地 4	檜垣 正二

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社東海セイムス	松阪市久保町 1456 番地 4	北原 直仁

- 3 変更年月日
 - 2(1) 令和5年10月31日
 - 2(2) 令和2年4月1日
- 4 変更理由
 - 2(1) 設置者の代表者の変更のため
 - 2(2) 小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出の日
 - 令和6年1月29日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 - 令和6年2月26日から同年6月26日まで
 - 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第117号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年2月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - アピタ伊賀上野店
 - 伊賀市服部町尾崎 1788 番地 ほか 33 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	榊原 健

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	服部 剛之
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊沢 宏
株式会社パリミキ	東京都港区海岸1丁目2番3号 汐留芝離宮ビルディング10階	恒吉 裕司
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座1-19-7 JRE銀座一丁目イーストビル6階	丸山 雅史
有限会社ロックウッズ	名張市平尾2552番地	岩森 隆則
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努

藤久株式会社	愛知県名古屋市中区高社一丁目 210 番地	筒井 和宏
谷 修史	滋賀県甲賀市甲南町野田 79 番地	谷 修史
オキツモ流通株式会社	名張市箕曲中村 18 番地の 2	山中 重治
株式会社東海セイムス	松阪市久保町 1456-4	川西 正人
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1	内山 誠一
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	川部 将士
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社BANKANわものや	愛知県名古屋市中区栄 2-11-30 セントラルビル 9 F	形部 幸裕
株式会社A. C. T. S	奈良県天理市川原城町 690	竹村 浩次

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	榊原 健
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	服部 剛之
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町 1 番 11 号	熊沢 宏
株式会社パリティキ	東京都中央区日本橋室町 2 丁目 4 番 3 号	恒吉 裕司
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座 1-19-7 J R E 銀座一丁目イーストビル 6 階	丸山 雅史
有限会社ロックウッズ	名張市平尾 2552 番地	岩森 隆則
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	指田 努
藤久株式会社	愛知県名古屋市中区高社一丁目 210 番地	筒井 和宏
谷 修史	滋賀県甲賀市甲南町野田 79 番地	谷 修史
オキツモ流通株式会社	名張市箕曲中村 18 番地の 2	山中 重治
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1	阪本 敏之
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	川部 将士
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社BANKANわものや	埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号	形部 幸裕
株式会社A. C. T. S	奈良県天理市川原城町 690	竹村 浩次

3 変更年月日

2(1) 令和 5 年 10 月 31 日

2(2) 令和 5 年 12 月 3 日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表者の変更のため

2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更等のため

5 届出の日

令和 6 年 1 月 29 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 2 月 26 日から同年 6 月 26 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 118 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ東員店

員弁郡東員町大字六把野新田字村西 785 番地 6 ほか 35 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	榊原 健

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内 11 丁目 94	鬼頭 明彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	榊原 健
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内 11 丁目 94	伊藤 伸哉

3 変更年月日

令和 5 年 10 月 31 日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表者の変更のため

2(2) 小売業者の代表者の変更のため

5 届出の日

令和 6 年 1 月 29 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 2 月 26 日から同年 6 月 26 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 119 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 嬉野美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市嬉野合ヶ野町字コノ 207 番 1 地先内	旧	26.7~28.7	8.3
	新	26.7~32.2	8.3

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野名張線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市蔵持町里 3289 番地先から 名張市蔵持町里 3291 番地先まで	旧	6.5~23.0	33.2
	新	7.3~15.1	33.2

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝之原美旗停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市新田字針之木 173 番 1 地先から 名張市新田字針之木 173 番 7 地先まで	旧	8.3~14.0	29.4
	新	8.7~14.4	29.4

三重県告示第 120 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 上野名張線	名張市蔵持町里 3289 番地先から 名張市蔵持町里 3291 番地先まで	令和 6 年 3 月 4 日
県道 滝之原美旗停車場線	名張市新田字針之木 173 番 1 地先から 名張市新田字針之木 173 番 7 地先まで	令和 6 年 2 月 26 日

三重県告示第 121 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定による電線共同溝を整備すべき道路の部分の指定を変更しました。
 令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

変更前

令和 2 年 2 月 28 日三重県告示第 119 条

道路の種類	路線名	区 間
主要地方道	伊勢南島線	伊勢市本町 381 番地先 から 伊勢市常磐 2 丁目 1331 番地先まで

変更後

道路の種類	路線名	区 間
主要地方道	伊勢南島線	伊勢市本町 381 番地先 から 伊勢市常磐 2 丁目 1331 番地先まで

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、紛失した日から無効としました。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称	紛失年月日
1000券	農業	52305401658～ 52305401659	2	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	株式会社 J A 全農みえサービス J A S S - P O R T 明和	令和 5 年 8 月 30 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 9 月 27 日から令和 6 年 3 月 15 日まで
- 3 作業地域
いなべ市藤原町下野尻

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野農林事務所長から通知がありました。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 6 年 2 月 8 日から同年 3 月 22 日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡御浜町大字志原

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 2 月 8 日に終了した旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業地域
南牟婁郡紀宝町浅里及び同町北檜杖

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、いなべ市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
 桑名都市計画下水道
 流域関連いなべ市員弁町公共下水道
- 2 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、いなべ市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
 いなべ都市計画下水道
 流域関連いなべ市北勢町公共下水道
 流域関連いなべ市大安町公共下水道
- 2 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策課

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 2 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 2 月 6 日	三重郡菰野町大字永井字南前野 3095-65 ほか 9 筆	三重郡菰野町大字永井 3095-45 あづまフーズ株式会社 代表取締役社長 中島 隆

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
